平成26年度第1回青梅市美術館運営委員会会議録

平成 2 6 年 5 月 1 9 日 (月) 美 術 館 第 1 研 修 室 会議時間 9:57~11:28 出席者 委員 6 名、教育長 教育部長、事務局 4 名

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員長あいさつ
- 4 報告事項
- (1) 平成25年度青梅市立美術館事業結果について
 - ア 展示事業について
 - イ 普及事業について
 - ウ その他の事業について
 - エ 展示室研修室貸出使用状況について
 - オ 入館者数について
 - カ 収蔵資料について
 - キ 広報、広告について
 - ク 施設整備について

事務局から説明 (了承)

(2) アンケート結果について 事務局から説明

(了承)

- (3) 平成26年度青梅市立美術館事業について
 - 1 月開催の運営委員会で了承された事業の年間計画の一部変更について事務局から説明 (了承)

[主な質疑・応答・意見]

(委員) アンケート調査の展示方法についての意見で、アートプログラム青梅 2013「雲をつかむ作品たち」の中で、「ガラス戸に展示されている絵は少々可哀想だ。光ってよく見えない。」とあるが、これはどういうことか。

- (事務局) ガラス戸とは、第1展示室のガラスケースの中ということである。
- (委員)ガラスケースの中には、通常、どのような絵画の展示を想定しているのか。
- (事務局) ガラスケースは、日本画の掛け軸や屏風を展示することを想定 して設置されたものである。
- (委員) 照明の調整はできるようになっているのか。
- (事務局) 調光は可能である。この展覧会では、作家から照明を明るくとの要望があり、一方、観覧者からは照明がまぶしいとの意見が寄せられ、会期中に数回調整したが、その中で寄せられた意見と思われる。
- (委員)版画の底力について、「第1展示室に入ったとたんに目にした衝立、見苦しい。」とあるが、これはどういうことか。
- (事務局) 従来は、展示室に入ると全体が見渡せるように衝立は設置していなかったが、展示面積が狭く、多くの作品を展示することができないことから、展示面積を増やすために衝立を設置したものである。この展示方法については、平成24年度のビエンナーレOME2013から行っているが、常時、衝立を設置しているのではなく、展覧会の展示内容により、その都度臨機応変に対応している。意見としては、展示作品数が増えて良かったというものと、ご指摘のように目障りであるという賛否両論の意見が寄せられている。
- (委員長) キャプションは白地に黒文字だと思うが、黒地に白のほうが目 に優しいとも言われているので、参考にされたい。
- (委 員) 美術館事業について、書道展の開催も検討されたい。
- (事務局) 今後の美術館事業を計画する中で、意見として参考にさせてい ただきたい。
- (委員)本年度のアートプログラム青梅については出品作家の選定が進んでいる状況だが、今後は「書」の出品も検討させていただく。

5 協議事項

(1) 公募展の応募条件の緩和および入賞者報償金について

事務局から説明

委員会の意見集約結果は次のとおり

- ・公募展の応募条件の緩和について 「都内在住者」を「都内在住、在勤、在学の者」とする。
- ・入賞者報償金について

「大賞1点、賞金100万円(作品買上)、佳作3点、賞金5万円」を「大賞1点、賞金50万円(作品買上なし)、準大賞1点、賞金30万円、佳作3点、賞金10万円、特別賞1点、賞金等5万円」とする。ただし、特別賞の内容および賞金等については、運営委員各位の意見を踏まえ、担当部署で検討し、決定する。

[主な質疑・応答・意見]

- (委員) 公募展の応募条件の緩和については、多くの公募展の応募条件 が在住、在学、在勤となっているので、そのように改正して良 いと考える。
- (委員) 大賞作品の買い取りは双方に辛いので改定したほうが良い。ただ、賞金額の増減だけでは、賞の数が物足らない。いろいろな選考方法があると思うが、奨励賞だとか、賞の数を増やしたほうが良いと思う。
- (委 員) 案として、新たに設けられる準大賞と審査員特別賞の意味は。
- (事務局) 前回の審査のときに、全員一致の意見として、大賞、佳作には 当たらないが、審査員として何か賞を与えたいという作品が1 点あり、名のみの審査員特別賞を与えた経緯があった。今回は、 予算の範囲内で5万円の報償金も可能である。他の公募展では 若手に限定した賞を設けているところもある。
- (委員) 奨励という意味ならば、準大賞と審査員特別賞を一本化して、 準大賞をなくして、対象者を限定し、奨励的な審査員特別賞、 奨励賞というふうにしたほうが良いと考える。
- (委員)書展では、「アンダー23」という23歳以下の若手を対象とした賞を設けている。受賞した若手書道家は、成長してからも大きな賞を受賞したりしているので、そういった枠組みを設けるのも面白いと思う。

- (委員)全ての賞は審査員が決めるので、「審査員特別賞」から審査員を とって「特別賞」にしても良いのではないか。
- (委員) 準大賞というのはあまり意味がないので、特別賞に置き換えて はどうか。
- (委員)受賞者の立場から言うと、やはり準大賞というのは受賞すると 嬉しいものである。
- (事務局)順位的な意味合いとすれば、新設する予定の賞については名称を特別賞よりも準大賞としたほうがはっきりすると考える。大賞と佳作の報償金額に開きがあるので、その中間で設けようとするものである。もう1つ新設する予定の特別賞は奨励賞的な意味合いの賞で、選外になった作品の中から、一定の条件を満たす作品があった場合にのみ選定することにしたい。
- (委員) 応募する側としては、審査員が誰なのかということで、応募する場合がある。学生は、新人賞という一生に一度しかとれない 賞があると、応募者が増える可能性がある。

6 その他

・第2回運営委員会の開催予定 平成27年2月6日(金)午後2時

7 閉 会